No.647
3 分間
税ミナール
令和 7 年 10 月 8 日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表　山田良平
〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

令和6年度国税滞納状況：新規滞納額が24.1%増、消費税が最多

国税庁は令和6年度における租税滞納（納期限までに未納付で督促状が発付された）状況を公表しました。新たに発生した滞納額は9,925億円で、前年度から24.1%増加しています。これは平成4年度のピーク時（1兆8,903億円）の約半分に相当します。滞納発生割合は1.2%で、引き続き低い水準を維持しています。

整理済額（税務署が滞納の解消に向けて整理した額）は9,488億円で、前年度比23.7%の増加となりました。滞納整理中の残高は9,714億円で、前年度より4.7%増加しています。これは平成10年度のピーク時（2兆8,149億円）の約3割にあたります。滞納残高は5年連続で増加しており、税収が過去最高を更新したことも背景にあるとされています。

税目別では、消費税の新規滞納額が5,298億円と最も多く、次いで申告所得税が1,937億円、法人税が1,627億円となっています。整理済額も消費税が4,922億円と最多で、申告所得税が1,911億円、法人税が1,543億円と続いています。

国税庁は滞納の未然防止策として、キャッシュレス納付の推進や「予納ダイレクト」による納税資金の準備を呼びかけています。また、ホームページでの納税に関する案内や、SNSを活用した納期限や振替期日の周知等の広報活動や、納税コールセンター等による電話催告（直近が期限後納付者への期限前納付指導、督促状発送予定者への督促前納付指導）を通じて、滞納整理の効率化を図っているとしています。

悪質または処理困難な事案に対しては、原告訴訟の提起や第二次納税義務の賦課、国際徴収への対応、滞納処分免脱罪による告発など、厳正な措置を講じています。令和6年度には147件の原告訴訟が提起されました。売却代金を滞納国税に充てる公売については、インターネットを活用した電子入札や競り売りを通じて、差押財産の売却を進めており、これにより、滞納国税の確実な徴収を図っているとしています。

国税庁は、期限内に納税した納税者との公平性を確保するため、誠実な意思が認められない滞納者には財産の差押えなどの滞納処分を厳正に実施しています。一方で、納税者個々の実情を踏まえ、法令等に基づき、納税緩和措置の適用等、確実な徴収に努めているとしています。

「令和6年度租税滞納状況の概要（国税庁）」（令和7年8月27日）は、こちらからご覧いただけます。
https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2025/sozei_taino/pdf/sozei_taino.pdf